第３号様式

指名停止措置の概要

１　指名停止措置業者名：川崎地質株式会社

業者の住所：東京都港区三田２－１１－１５

２　指名停止措置期間　：令和８年１１月２日から同月１５日まで（２週間）

３　指名停止措置の範囲：東京都 神奈川県 埼玉県 千葉県 茨城県 栃木県
群馬県 静岡県 山梨県 長野県 新潟県

４　事実概要

同社は、東京国道事務所発注の「Ｒ５東京国道管内大型カルバート点検業務」において、点検に使用していた足場の解体作業中、令和５年７月３１日２１時３０分ころ、作業員が開口部を覆っていたベニヤ板上に落下し、板を突き破り２８メートル墜落し、死亡する業務関係者事故を発生させたものである。

５　指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表１の８

＜指名停止措置基準＞

措　置　要　件	期　間
別表第１ １～７　略 （安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） ８　一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から当該ブロックを対象として２週間以上２か月以内